

入居者協力人について

日高川町の町営住宅に入居するには、「入居者協力人」を2名届出
ていただく必要があります。入居者協力人とは、次に掲げる資格・
役割を有する方となります。

- 緊急時に、町及び入居者と連絡が出来る方。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
- 入居者が家賃を滞納した場合に、その家賃の徴収に関する協力をを行うこと。
- 入居者に町営住宅の明け渡し（退去）事由が発生し、その内容が死亡や行方不明など、入居者では明け渡しが出来なくなった場合、町営住宅に残された残存物を撤去するなど、明け渡しに関する協力をを行うこと。
- その他、入居中または入退去時における町と入居者との協議について、必要に応じて協力すること。

※入居者協力人を届出いただく際は、その方に上記の資格・役割を十分説明し、了承を得た上で届出いただくようお願いいたします。

※身寄りがないなど、特別な事情がある場合は、役場までご相談ください。